青梅市子育て応援課

令和９年度青梅市学童保育所入所申請にかかる同意書

令和９年度青梅市学童保育所入所申請に当たり、次の項目について同意が必要です。すべての項目を確認し、「確認」欄の□にチェックを入れ、ご署名の上、提出してください。

区分	項目		確認
申請	1	令和９年度青梅市学童保育のしおりをすべて読み、内容について了承した上で入所申請をします。	□
	2	入所申請書兼児童台帳（家族状況、同居者、同居の祖父母等）および就労証明書等の添付書類の内容について、虚偽の事実はありません。	□
	3	**２で虚偽の事実があった場合、入所申請、入所承認または入所保留の決定を取り消されることについて、異議はありません。**	□
入所	4	入所選考の結果通知は、郵送で構いません。また、入所が決定した場合は、同封の書類を確認して、速やかに必要な手続きをします。	□
	5	入所決定後、期限までに「学童保育所入所辞退届」を提出しなかった場合は、入所の意思があると判断されて構いません。	□
	6	第二希望に入所決定後、第一希望の入所を再度希望する場合は、「学童保育所入所希望変更届」を提出します。	□
入所中	7	提出した入所申請書兼児童台帳の内容に変更**（住所、保護者、学校、障害の有無、同居者等の変更）**があった場合は、「学童保育所入所申請書兼児童台帳変更届」を提出します。	□
	8	提出した就労証明書の内容に変更**（転職、または社名、勤務地、勤務形態、勤務日数、勤務時間の変更）**があった場合は、就労証明書を再提出します。また、**休職・退職、産休・育休取得**をした場合は、必要な手続きをします。	□
	9	入所要件を変更する場合または入所要件を証明する書類に変更**（退院、手帳等の級度数の変更）**があった場合は、手続きをします。	□
	10	**７、８または９の提出をしなかった場合、入所申請、入所承認または入所保留の決定を取り消されることについて、異議はありません。**	□
延長保育	11	午後７時を超えて延長保育を利用した場合は、『利用の承認』を取り消されても構いません。	□
減免	12	減免は申請をした月の翌月から適用が開始されることについて、異議はありません。	□
滞納	13	育成料等は、滞納（納期限までに納付しない）しません。滞納した場合は、電話、自宅訪問、**弁護士への徴収委託等**の方法で催告を受けることについて、異議はありません。	□
退所	14	年度途中に退所をする場合は、退所を希望する月の２０日までに、「学童保育所退所届」を提出します。	□

私は、以上すべての項目について同意し、入所申請をします。

令和　　年　　月　　日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事務処理欄	未提出書類			
無　・　有	提出期限	月　　日まで	提出日	月　　日